

## 大阪健康長寿医科学センター 感染性廃棄物収集運搬・処分業務委託（単価契約）仕様書

### （総則）

この仕様書は、公立大学法人大阪（以下「甲」という。）が大阪健康長寿医科学センターから排出する感染性廃棄物の安全な処理を行うため、収集運搬・処分業務にかかる条件等を定めるものであり、受託者（以下「乙」という。）は、本業務について、甲と密接な連携を保ち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び関係法令に基づいて適正かつ誠実に処理しなければならない。

### 1 履行場所

大阪健康長寿医科学センター（大阪市住之江区東加賀屋1丁目2番22号）

### 2 履行期間

令和9年5月1日から令和10年3月31日まで

### 3 廃棄物の種類・品目

本業務の対象となる廃棄物は次のとおりとする。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」第2条第5項に規定する「産業廃棄物」のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有する廃棄物で、環境省発行の「感染性廃棄物処理マニュアル（令和8年1月）」に分類された廃棄物（以下「感染性廃棄物」という。）。

- ① 輸液セット、患者に使用された注射筒、注射針、メス等の鋭利なもの等
- ② 輸血セット、血液等に汚染された器具、機材等
- ③ アンプル・破損したガラス
- ④ 透析器具等
- ⑤ その他感染性の廃棄物等（※抗悪性腫瘍剤の付着した廃棄物含む）

### 4 廃棄物の梱包と廃棄物専用容器

甲は、本仕様書に基づく廃棄物をバイオハザードマーク付の廃棄物専用容器に収納し、密閉して排出するものとし、それ以外の廃棄物を混入しないものとする。

注射針・メス等の鋭利なものや、液状又は泥状のものについては、必ず貫通に耐える堅牢な容器・廃液等が漏洩しない密閉容器（金属製、プラスチック製等）を使用する。それ以外のものについては医療廃棄回収用段ボールを使用する。なお、専用使用する容器については、各廃棄物について、予め甲乙協議の上、定めたものを使用する。

## 5 排出予定数量

別紙一覧表参照

※予定数量はあくまで予定であり、必ず発注する数量であることを確約するものではありません。

## 6 委託する業務範囲

あらかじめ定められた甲の保管庫からの収集運搬、中間処理(不活性化処理)(以下「中間処理」という。)及び、最終処分完了までにかかる関係業務の全てとする。

## 7 収集計画の作成と契約の変更

- (1) 乙は、甲の各施設の排出量に応じた最適な収集計画を作成し、甲に提出し承認を受けなければならない。
- (2) 乙は、甲の申し出に応じて各施設への収集回数や日時を見直さなければならない。
- (3) 関係法令の改定や甲の院内感染対策の見直しなどにより、排出量が著しく変化する場合は、甲乙が協議の上、契約を変更することができる。

## 8 収集運搬日及び時間

- (1) 収集運搬は、平日の甲が執務する時間帯とする。
- (2) 廃棄物の収集回数は病院においては週1回以上とし、収集する曜日、日時に関しては、乙は甲と協議の上、収集運搬計画を作成し、甲の承認を得ること。
- (3) 甲の運用の変更に伴い、収集運搬計画を変更又は臨時対応する必要がある場合は、甲の指示に従うこと。
- (4) 年末年始など休日が重なる場合は、甲の業務に支障を与えないよう別途協議すること。

## 9 収集場所

乙は、甲が指定する廃棄物の保管場所から収集すること。保管場所は、契約後、甲乙立会いのもと、双方が確認する。

## 10 収集場所以外での業務の禁止

乙は、取り扱う廃棄物の性質上、収集場所以外での収集や甲の指定する搬出経路以外での搬出・運搬は、原則として禁止する。また、甲の施設において、業務に必要な場所以外の建物にみだりに立ち入ってはならない。

## 11 廃棄物の積み替え及び保管の禁止

乙は、甲から収集した廃棄物は、途中積み替えや保管をしてはならず、収集後、速やかに直接中間処理施設に搬入しなければならない。

## 12 収集物の管理

乙は、取扱う廃棄物の性質を理解し、収集物の運搬にかかって、事故等を起さないよう

細心の注意を払うなど、廃棄物の厳重管理に努めること。

### 13 運搬車両

- (1) 運搬車両は、特別管理産業廃棄物収集運搬の許可を受けた車両で感染性廃棄物が飛散・流出・悪臭発散するおそれがないよう、運転席と荷台に仕切りの設けられた保冷車型の車両を使用すること。
- (2) 収集運搬業者は、万一の車両事故等による業務の遅滞又は履行不能を回避するため、上記の型の車両を少なくとも2台以上保有していること。

### 14 専用容器による廃棄物の受入と再梱包依頼

- (1) 乙は、廃棄物専用容器に廃棄物を密封して排出されたものを収集運搬し、適正に中間処理・最終処分を行うこと。
- (2) 乙は、甲の廃棄物保管場所から廃棄物専用容器を収集運搬しようとするときは、当該容器が運搬に耐える状態であることを確認した上でこれを収集運搬するものとし、梱包状態が不良な常態にある容器については、甲に申し出て再梱包を依頼すること。この申し出を行わずに、内容物の漏出、容器の破損等の事故を、甲の責めとすることはできない。

### 15 障害発生対策と報告

- (1) 乙は、収集場所から処理場までの搬送中の事故に備え、緊急時の不活性化処理体制を整備しておくこと。
- (2) 万一、路上等に漏れ出したり、拡散した場合は、速やかに汚染区域を封鎖するなど必要な対策を行い、第三者への感染防止及び周辺地域への汚染の拡散防止に努めること。合せて速やかな体制による不活性化処理を講じるなど、現状の復旧を行うこと。
- (3) 乙は、中間処理施設が障害等により使用不能又は処理能力低下により、甲の廃棄物が適正に処理できなくなった場合を想定し、緊急対応施設を確保しておくこと。緊急対応施設を利用せざるを得ない時は、当該施設が適正な処理資格・能力等を有していることを証する書類を甲に示し、その写しを提出して承認を得ること。
- (4) 乙は、上記のような事態が発生した場合は、速やかに甲に連絡すること。また、書面で報告及び今後の防止策を提出すること。

### 16 廃棄物の中間処理条件と最終処分条件

- (1) 甲から排出される廃棄物の中間処理（不活性化処理）は、焼却又は熔融処理とすること。
- (2) 中間処理施設は、大阪府下又は大阪府に隣接する府県に所在する施設に限る。また、最終処分施設は、大阪府下又は大阪府近隣の府県（京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県、三重県）に所在する施設に限る。
- (3) 不活性化処理及び最終処分にかかっては、関係法令等を遵守すること。

## 17 中間処理時の環境保全

廃棄物を不活性化する際に発生する燃焼ガス等は、関係法令に規定される基準を遵守するとともに、施設の点検・検査その他措置の記録を当該日から起算して3年を経過するまで記録・保管すること。

## 18 特別管理産業廃棄物管理票（電子マニフェスト・紙マニフェスト）の取扱い

### ○電子マニフェスト

- (1) 公益財団法人日本産業廃棄物処分振興センターが運営する電子マニフェストシステム（以下、「JWNET」という。）を利用して実施するものとする。また、乙は、加入証の写しを甲に提出するとともに、自らに係る費用は負担すること。
- (2) 搬出の際は、現場作業員より JWNET の受渡票を受けること。
- (3) 収集運搬・処理が終了した後は、直ちに JWNET による報告を行うこと。
- (4) 乙は、甲又は乙が正当な理由により JWNET が利用できない場合には、電子マニフェストに代えて紙マニフェストを準備し、使用するものとする。

### ○紙マニフェスト

- (1) 廃棄物の引渡しの際に、乙が準備し甲が発行する7枚綴の特別管理産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）に中間処理、最終処分まで適正に処理されたことを正確に記録し甲に提出し確認を受けること。
- (2) 乙は、受託した廃棄物の処理を60日以内に終え、最終処分が適正に終了したことを紙マニフェストのB2票、D票及びE票の提出をもって報告しなければならない。
- (3) 運搬受託者及び処分受託者は、甲が発行した紙マニフェストの写しを交付又は送付の日から起算して5年間保管すること。

## 19 報告等

### (1) 排出量について

乙は、月々の排出量報告を原則翌月7日までに提出すること。

### (2) 許可証について

廃棄物収集運搬業・処分業許可証の許可事項に変更があった場合は、乙は速やかに甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出すること。

## 20 災害時の対応

災害発生時には甲の指示に従い、最大限の努力を行うこと。

## 21 従業員の研修

- (1) 乙は、病院という施設の特殊性を十分理解し、契約履行が始まる前に従業員に対し、院内感染防止上の知識・消毒に関する知識について、研修を実施しなければならない。
- (2) 従業員を変更する場合も、上記研修を受けさせた後、業務に従事させること。
- (3) 研修を実施し、甲より報告書の提出を求められた場合、速やかに実施内容（日時・参

加者名等) を甲の担当者に報告すること。

## 22 秘密保持

乙は、契約期間中及び満了後においても業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また甲の信用を失墜する行為をしてはならない。

## 23 契約書

契約にあたっては、法施行令及び同規則に定める事項を記載した契約書を乙が作成し、契約の締結を行うこと。

## 24 請負金額の支払いについて

- (1) 請負金額は、契約書に定める収集・運搬費及び処分費の1リットル当たりの金額(契約単価)に、「19 報告等」に規定する排出量の提出後、甲の行う検査に合格した量(リットル)を乗じたものに消費税及び地方消費税相当額を加算し算出された金額(1円未満の端数は切り捨て)を支払うものとする。
- (2) 乙は、甲と事前に協議をしたうえで、「19 報告等」に規定する排出量の提出後、甲の行う検査に合格した出来高部分に相応する業務委託料相当額について、契約書の定める手続きにより請求することができる。ただし、この請求は月1回を超えることができない。
- (3) 請負金額の請求のうち特に最終回(3月31日締め)の請求は、甲の期末決算の影響で請求書の経理処理に厳格な期限が設けられるため、甲が別に指定する期限を厳守し行うこと。

## 25 妨害又は不当要求に対する報告義務

- (1) 乙は、契約の履行に当たって、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、公立大学法人大阪及び管轄警察署への報告を行わなければならない。
- (2) 報告は、不当介入報告書により、速やかに、公立大学法人大阪及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。
- (3) 乙は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例及び大阪市暴力団排除条例に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

## 26 グリーン配送

(1) 運搬車両

運搬車両には、大阪府グリーン配送適合車を使用しなければならない。

(2) 定義

ア 車種規制非適合車

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年11月26日政令第365号）第4条各号に掲げる自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）第12条第1項で規定する窒素酸化物排出基準又は粒子状排出基準に適合しないものをいう。

イ 大阪府グリーン配送適合車

次の各号のいずれかに該当する自動車をいう。

(ア) 大阪府生活環境の保全等に関する条例第42条に規定する低公害車

(イ) ガソリン自動車（ただし、車種規制非適合車を除く）

(ウ) LPG自動車（ただし、車種規制非適合車を除く）

(エ) ディーゼル自動車（ただし、車種規制非適合車を除く）

ウ 大阪府グリーン配送適合車届出書

物品納入業者等（物品納入業者又は物品納入業者の委託を受けて配送を行う事業者をいう。）又は物品納入業者等となる可能性がある事業者が、配送に使用している大阪府グリーン配送適合車について、大阪府知事へ届け出るために提出する書類をいう。

(3) 大阪市及び神戸市が実施するグリーン配送との連携

大阪市グリーン配送実施要綱に基づく大阪市グリーン配送適合車の届出及び神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車の届出は、大阪府グリーン配送適合車の届出とみなす。

(4) 大阪府グリーン配送適合車届出書等の提示

乙は、甲が確認のため大阪府グリーン配送適合車届出書の写し又は自動車検査証の提示を求めた場合には、協力すること。

27 担当

公立大学法人大阪 阿倍野キャンパス事務局

健康長寿医科学センター開設準備室企画課

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-601

TEL : 06-6645-2761

28 その他

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守すること

(2) 乙の定める個人情報の保護に関する規程・内規等を業務開始までに提出すること。

(3) 乙又は乙の使用者が、故意又は重大な過失によって甲の施設及び器具に損害を与えた時は、直ちに乙の責任でその損害を修復すること。

(4) この仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

## 排出予定数量

廃棄容器	廃棄個数	廃棄量 (リットル)
20 リットル プラスチック容器	3000 個	60,000
50 リットル プラスチック容器	7300 個	365,000
60 リットル 段ボール容器	300 個	18,000
合計		443,000

※上記予定数量は、施設開設日（令和9年5月予定）から令和10年3月までの期間における排出量の目安です。あくまで予定であり、発注する数量であることを確約するものではありません。